

第3回 エムボックスに関する関係省庁対策会議

日時：令和7年9月9日（火）
持ち回り開催

議事次第

1. 議事

- （１）エムボックスへの対応について
- （２）確認事項（案）について
- （３）エムボックスに関する関係省庁対策会議の廃止について
- （４）エムボックスに関する関係省庁対策会議幹事会の廃止について
- （５）その他

（配布資料）

- 資料１ 厚生労働省提出資料
- 資料２ 確認事項（案）
- 資料３ エムボックスに関する関係省庁会議の廃止について（案）
- 資料４ エムボックスに関する関係省庁会議幹事会の廃止について（案）



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare



エムボックスへの対応について

令和7年9月9日

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

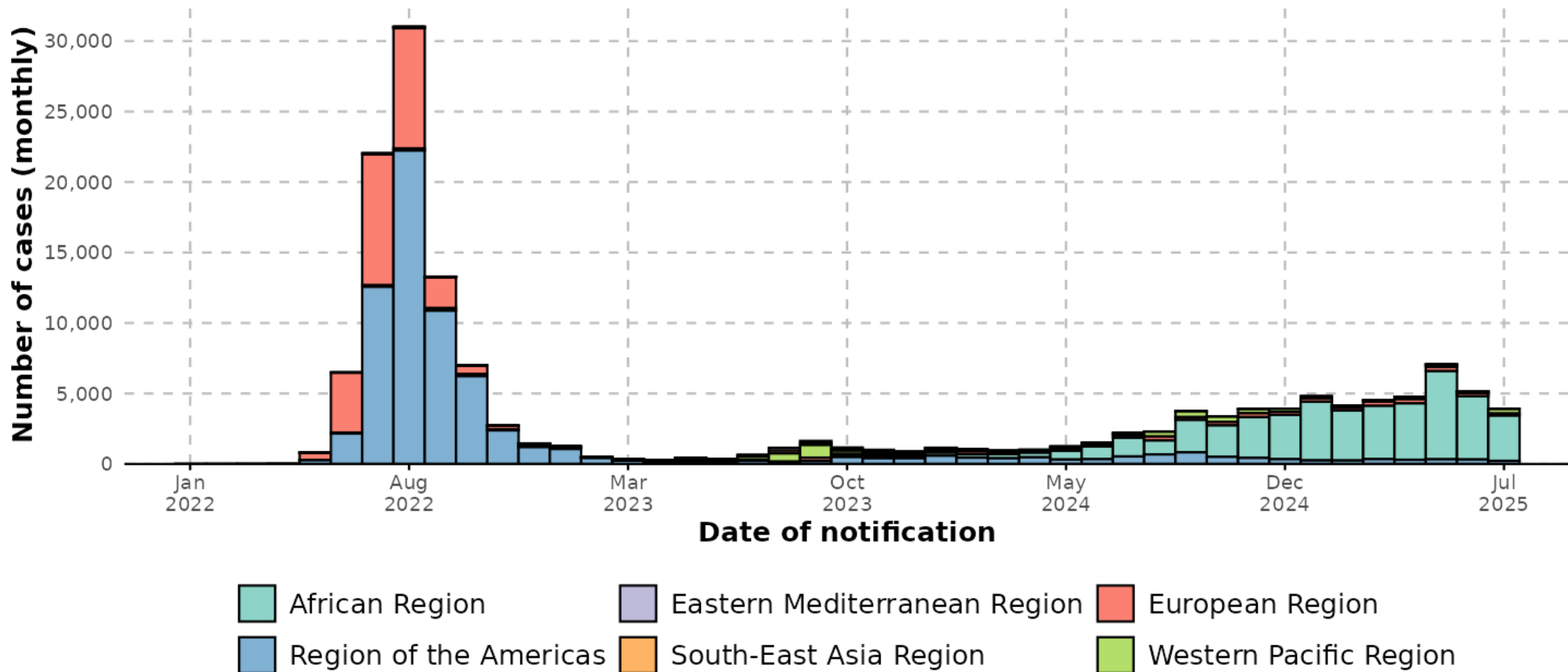
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

病原体	- ポックスウイルス科オルソポックスウイルス属エムボックスウイルス <u>クレードI (Ia及びIb、コンゴ盆地型) とクレードII (IIa及びIIb、西アフリカ型) に分類される。</u>
疫学	1958年にポリオワクチン製造のために世界各国から霊長類が集められた施設でカニクイザルの天然痘様疾患として初めて報告。1970年にヒト感染事例が現在のコンゴ民主共和国 (DRC) で初めて報告。 アフリカ大陸以外ではヒトのエムボックスは確認されていなかったが、2003年に米国で愛玩用に輸入された齧歯類 (プレーリードッグ) を介し、合計71名の患者が発生。死者なし。その後、米国等計15カ国で患者が確認されていたが、先進国での発生は輸入事例のみで、アフリカ大陸以外でヒトの間での大規模な感染事例は確認されていなかった。 2022年5月～秋にかけて、<u>クレード IIb による国際的な流行が発生し、WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言 (2022.7-2023.5)。</u> <u>2023年秋以降、DRC においてクレード Ia 及び Ib の大規模な流行が発生。2024年夏以降周辺国での流行拡大が確認され、2024年8月15日にWHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」(PHEIC) を宣言したが、2025年9月5日に終了を宣言。</u> 2025年7月31日時点で、138カ国 158,425例の確定例 (うち399死亡例) が WHO に報告されている。 <u>国内では、2025年9月5日時点で、254例の確定症例 (死亡例1例) の報告。(クレード I について国内での発生報告なし)</u>
感染経路	- リスなどの齧歯類が自然宿主として考えられている。 - 感染した人や動物の<u>皮膚病変・体液・血液との接触 (性的接触を含む) 、患者との接近した対面での飛沫への長時間の曝露 (prolonged face-to-face contact) 、患者が使用した寝具等との接触等により感染。</u> - クレード IIb については、男性間性交渉での感染が主体と考えられているが、<u>クレード I については、男性間性交渉での感染が主体とは考えられていない (男女問わず小児や成人で報告されている) 。</u>
臨床	- 潜伏期間：通常 6 -13日 (5-21日) 。症状の出現から、発疹が無くなるまでは感染させる可能性がある。 - 症状：発疹、発熱、筋肉痛、頭痛、咽頭痛、リンパ節腫脹、肛門直腸痛、その他皮膚粘膜病変。 - 重症化リスクが高い者： 免疫不全者、小児 (特に1歳以下) 、妊婦等。 - 重症例では臨床的に天然痘と区別できず、クレードIの従来の流行国であるアフリカでの致死率は数~10% と報告されている。 - 対症療法が基本であるが、抗ウイルス薬のテコビリマト (Tecovirimat) が承認されている。 - 天然痘ワクチンが発症予防及び重症化予防に有効とされる。

WHO 地域別のエムポックス発生状況の推移（2025.8.28時点）

Trends: mpox cases

data as of 31 Jul 2025



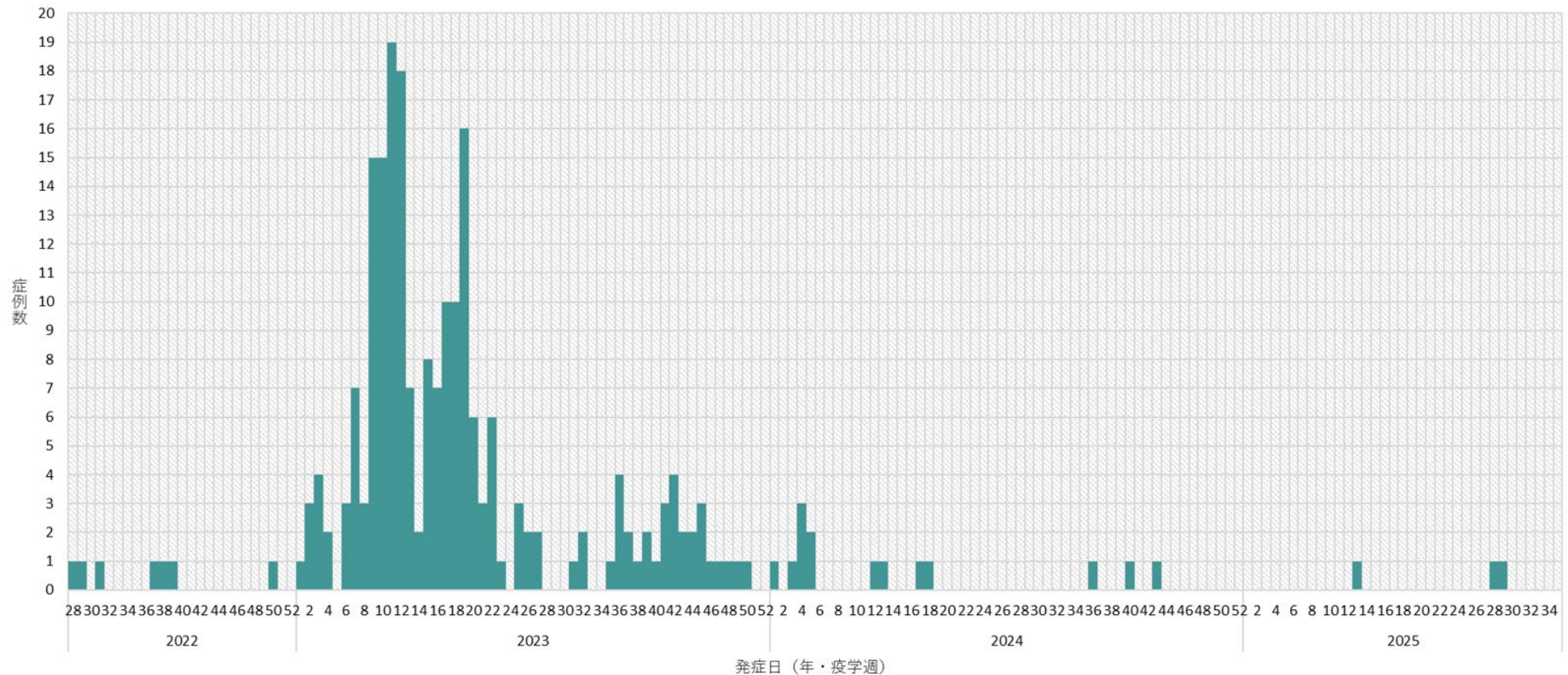
Source: WHO

2022-24 Mpox (Monkeypox) Outbreak: Global Trends World Health Organization

Produced on 31 July 2025

https://worldhealthorg.shinyapps.io/mpox_global/

日本におけるエムポックス患者の発生状況 (令和4年7月25日～令和7年9月5日)



厚生労働省 エムポックスについて より

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/monkeypox_00001.html

エムポックスの流行に対するWHOの主な対応

- 2024年8月13日、アフリカ連合の疾病対策センター（アフリカCDC）がアフリカ大陸におけるエムポックスの流行について緊急事態を宣言。※この緊急事態宣言は、アフリカ連合独自のものであり、WHOのPHEICとは直接の関係はない。
- 8月14日、IHR緊急委員会開催、**8月15日 WHO 事務局長がエムポックス（旧サル痘）については2回目の「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」（PHEIC）を宣言。**
- 8月19日、緊急委員会が作成した加盟国に対する暫定的勧告※の内容を発表。

※暫定的勧告：WHOが国際保健規則第15条の規定に基づき発出する拘束力を有しない助言であって、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に対し、疾病の国際的なまん延を予防し、又は削減するため及び国際交通の妨げとなることを最小限にするために時限的に特定の危険に応じ適用されるもの。

- 11月22日、第2回IHR緊急委員会が開催。PHEICの継続を決定。
- 11月28日、改訂された暫定的勧告の内容を発表。
- 2025年2月25日、第3回IHR緊急委員会が開催。PHEICの継続を決定。
- 2月27日、改訂された暫定的勧告の内容を発表。
- 6月5日、第4回IHR緊急委員会が開催。PHEICの継続を決定。
- 6月9日、改訂された暫定的勧告の内容を発表。
- 8月20日、恒常的勧告※の延長を発表。

※恒常的勧告：WHOが国際保健規則第16条の規定に基づいて、進行中の特定の公衆衛生上のリスクについて発出する拘束力を有しない助言であって、疾病の国際的なまん延を予防し、又は削減するため及び国際交通の妨げとなることを最小限にするために必要となる日常的又は定期的に適用される適当な保健上の措置に関するもの。

- 9月4日、第5回IHR緊急委員会が開催。**緊急委員会は、WHO事務局長に、現在の状況はPHEICに該当しない旨を勧告。**
- 9月5日、**WHO事務局長は、緊急委員会の見解等を踏まえ、PHEICの終了を宣言。**

アフリカにおけるエムポックスの流行に対する日本の主な対応

- コンゴ民主共和国から日本で製造するワクチン（※）及び接種針305万回分の供与要請。
※ KMバイオロジクス社の LC16 ワクチン（18歳未満にも投与可能）
- この要請を受け、9月18日にコンゴ民主共和国政府との間でワクチン及び接種針の贈与に関する交換公文を署名・交換。
- 厚生労働省職員及び国立国際医療研究センターの専門家チームを同国へ派遣し、12月17日、同国政府の複数の保健機関の接種指導者を対象として、我が国が供与するワクチンについての講義、接種準備、接種手技のトレーニング等を実施。
- 2025年1月25日（日本時間）、305万回分のうち5万回分のワクチン及び接種針を同国に無償供与。
- 残りの300万回分のうち150万回分について、現地時間、5月29日に接種針、5月31日にワクチンがキンシャサに到着。
- 残りの150万回分について、日本時間、9月8日にワクチン、9日に接種針を発送。

テドロス事務局長の発言 (9月5日記者会見)

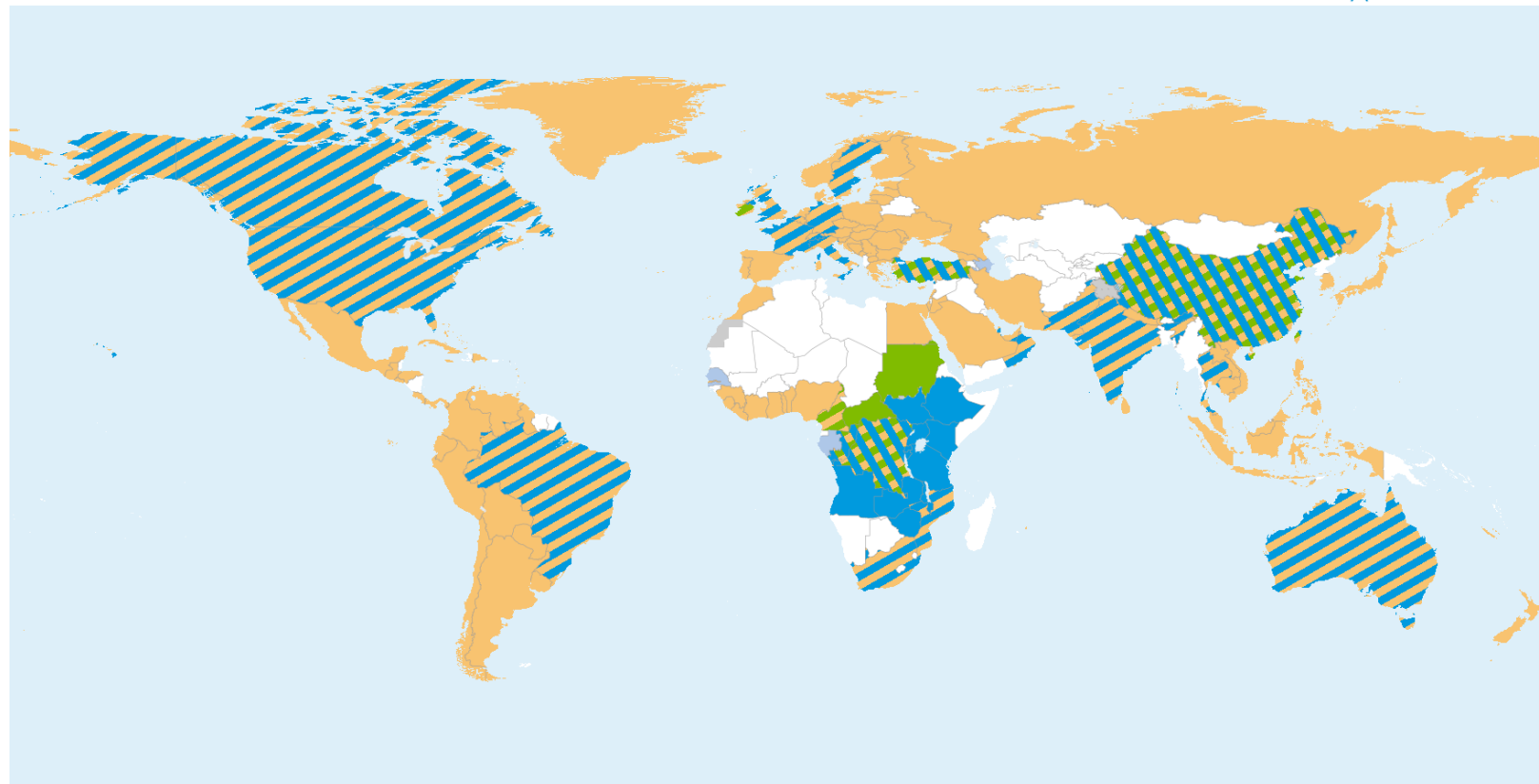
- コンゴ民主共和国やブルンジ、シエラレオネ、ウガンダ等の発生国における感染者数と死亡数の持続的な減少を受けて、もはや国際的健康危機に該当しないと判断。
- 感染伝播の原因や重症化のリスク要因などもわかってきたところであり、ほとんどの発生国で持続的に対応体制が整備されてきた。
- ただし、脅威が去ったわけではなく、対応が終わるというわけではない。感染の再燃や新たな流行に備え、適切な監視体制と対応体制が必要である。
- WHO及びAfrica CDC、その他のパートナーは、伝播を予防や差別・偏見への対応、検査・治療・ワクチンへのアクセスについて、協力して緊急対応にあたってきた。
- ワクチンについては、約600万回分の寄与が表明され、そのうち300万回分以上が12ヶ国に送付、100万回弱が投与された。
- このように、我々は大きな進歩があったものの、未だに下記のような課題がある；
 - ✓ Mpoxのクレードは依然として流行している
 - ✓ 監視体制と診断へのアクセスが不十分
 - ✓ 対応能力が資金不足で逼迫している
 - ✓ 地域社会との連携と投資が必要

エムポックス クレード別の世界での流行状況

2022-25 Mpox (Monkeypox) Outbreak: Global Trends World Health Organization Produced on 28 Aug 2025. https://worldhealthorg.shinyapps.io/mpx_global/

MPXV clades detected globally

Includes imported cases; known distribution from 1 January 2022 to 24 Aug 2025



MPXV clades detected

- Clade Ia
- Clade Ib
- Clade II (a and/or b)
- Clades Ia and II (a and/or b)
- Clades Ia, Ib and II (a and/or b)
- Clades Ib and II (a and/or b)
- MPXV with unknown clade
- No MPXV clades reported
- Not applicable

The designations employed and the presentation of the material in this publication do not imply the expression of any opinion whatsoever on the part of WHO concerning the legal status of any country, territory, city or area or of its authorities, or concerning the delimitation of its frontiers or boundaries. Dotted and dashed lines on maps represent approximate border lines for which there may not yet be full agreement.

Data Source: World Health Organization
Map Production: WHO Health Emergencies Programme
© WHO 2025. All rights reserved.

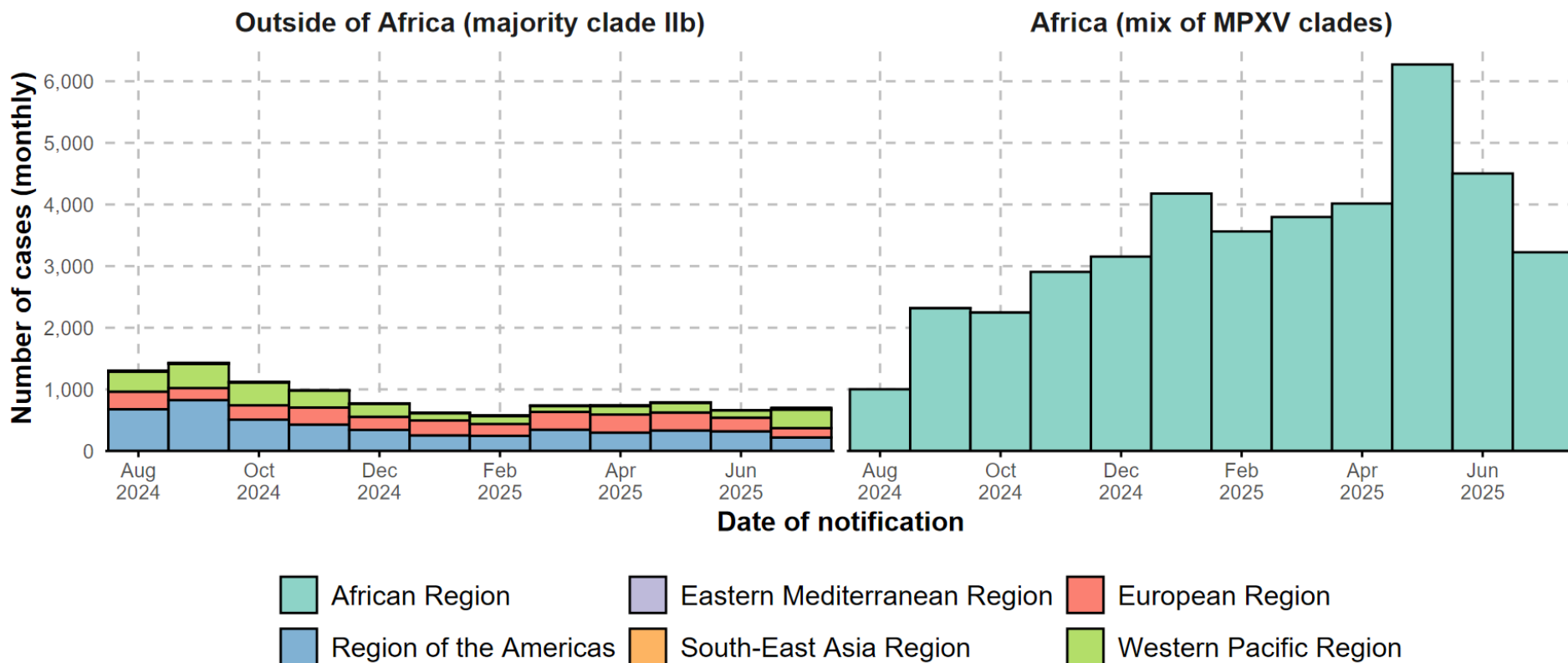
エムポックス クレード別の世界での流行状況

2022-25 Mpox (Monkeypox) Outbreak: Global Trends World Health Organization Produced on 28 Aug 2025.

https://worldhealthorg.shinyapps.io/mpx_global/

Trends in global mpox cases by WHO region

data as of 31 Jul 2025



Source: WHO

アフリカ外での流行は低レベル

今年、患者数の急増が見られたものの、減少傾向

エムポックスに対する国内の具体的な対応①

予防・診断・治療

- 予 防**
- 天然痘ワクチンが発症予防及び重症化予防に有効とされる（WHO/SAGEガイドラインで推奨）。
 - KMバイオリジクス社の LC16 ワクチンについて、エムポックス予防の適応追加承認（R4.8.2）。
 - ・ 国立健康危機管理研究機構(JIHS)及び北海道、宮城県、愛知県、大阪府、福岡県、沖縄県における医療機関で、患者の接触者に対し、LC16 ワクチンを投与する臨床研究体制を構築済。
- 診 断**
- 病変部位等からの PCRをベースとした方法による病原体遺伝子の検出（ウイルス分離）。
 - ・ 地方衛生研究所での検査を可能とするため、国立感染症研究所より病原体検査マニュアル発出。現在、各都道府県の少なくとも1カ所の地方衛生研究所で、行政検査としての検査が可能。
 - ・ 商用のPCR 検査は薬事承認済の試薬は3種類あり。
- 治 療**
- 対症療法が基本（クレード IIb の流行においては大半の症例が軽症）
 - ・ 抗ウイルス薬のテコビリマト(Tecovirimat)が欧州、米国で利用可能(※)。

(※) 米国は天然痘に対してのみ承認済。エムポックスに対してはコンパッションエートユースとして用いられている。
欧州は天然痘に加え、エムポックスに対しても承認済。

 - ・ 国内では以下の臨床研究を実施。2024年12月、テコビリマトが国内で薬事承認。
 - ✓ JIHS及び北海道、宮城県、愛知県、大阪府、福岡県、沖縄県の医療機関で、入院患者に対して、テコビリマトを投与する臨床研究体制を構築済。
 - ✓ JIHSにおいて、重症または重症免疫不全を有する患者に対してワクシニア免疫グロブリン（VIG）等を投与する臨床研究体制を構築済。

※現時点で得られている知見によれば、クレード I についてもクレード II と同様の予防・診断・治療（対症療法）が有効とされている。

エムポックスに対する国内の具体的な対応②

その他

- 国内対策**
 - エムポックスに関する行政対応についてまとめた事務連絡を発出し、随時更新（最新：R7.3.31）
 - 国立感染症研究所においてリスク評価を実施・公表し、随時更新（最終更新：R7.3.31）
 - エムポックスに関するQ & Aを随時更新（最新：R6.10.7）
 - 厚生労働行政推進調査事業費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）において「エムポックス診療の手引き」を作成・更新（最終更新：R7.3.31）
 - 感染症法上の名称変更に伴い、届出基準及び届出様式を改正（R5.5.26）。
- 水際対策**
 - 検疫所で出入国者に対して、海外のエムポックスの発生状況に関する情報提供及び注意喚起を実施
- 情報提供**
 - リーフレットや、厚生労働省、JIHS等のホームページを通じて、海外の発生状況、ウイルスの伝播性や病毒性、感染予防策等に関して、MSM コミュニティも含めて、情報発信。

確認事項（案）

エムポックスについては、令和 6 年 8 月に WHO から「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」が宣言されていたが、令和 7 年 9 月 5 日（日本時間）に PHEIC の終了が宣言された。政府としては、エムポックスの国際的な感染拡大や国内における発生等に備え、引き続き次の措置を講ずる。

1. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHO や諸外国の状況等に関する情報収集を行う。
2. 在外邦人を含めた国民のり患防止を目的として、エムポックスに関する情報提供や注意喚起を実施する。
3. 感染が疑われる患者への対応に備え、国内において既に整備されている検査体制、医療提供体制等を適切に維持する。

「エムボックスに関する関係省庁対策会議の開催について」の廃止について

〔 令和 7 年〇月〇日 〕
〔 関係省庁申合せ案 〕

「エムボックスに関する関係省庁対策会議の開催について」（令和 6 年 8 月 16 日関係省庁申合せ）は、廃止する。

附 則

この規程は、申合せの日から施行する。

「エムボックスに関する関係省庁対策会議幹事会の開催について」の廃止について

令和 7 年 ○ 月 ○ 日
エムボックスに関する
関係省庁対策会議議長決定案

「エムボックスに関する関係省庁対策会議幹事会の開催について」（令和 6 年 8 月 16 日
エムボックスに関する関係省庁対策会議議長決定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 7 年 ○ 月 ○ 日から施行する。